

自衛隊員の

再就職等規制



防衛省・自衛隊
MINISTRY OF DEFENSE

再就職等規制は、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するために導入された、自衛隊員と元隊員が必ず遵守しなければならない法律上のルールです。

- 当パンフレットにおいて「隊員」とは、自衛隊員をいいます。
（非常勤隊員、臨時的任用隊員、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科大学校の生徒、条件付採用期間中の隊員、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補は除きます。）
任期付隊員、任期付研究員、再任用隊員として勤務する者も「隊員」に含まれますのでご注意ください。
- 当パンフレットにおいて「元隊員」とは、以前は自衛隊員の地位にあったが、既に離職していて現在は自衛隊員としての地位を有しない者をいいます。

目次

- 1 他の隊員・元隊員の再就職依頼・情報提供等の規制 ・ 2
- 2 在職中の利害関係企業等への求職の規制 ・ ・ ・ ・ ・ 4
- 3 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制 ・ ・ ・ ・ ・ 6
- 4 再就職等規制違反事例 ・ ・ ・ ・ ・ 8
- 5 再就職情報の届出 ・ ・ ・ ・ ・ 12
- 6 規制違反の調査と制裁措置 ・ ・ ・ ・ ・ 13

1 他の隊員・元隊員の再就職依頼・情報提供等の規制

現職の隊員が営利企業等に対し、

- ① 他の隊員・元隊員を、当該営利企業等又はその子法人に再就職させることを目的として、
 - (1) 当該隊員又は元隊員に関する情報を提供すること
 - (2) 再就職させようとする地位に関する情報提供を依頼すること
- ② 他の隊員・元隊員を、当該営利企業等又はその子法人に再就職させるよう要求又は依頼すること

は禁止されています。（いわゆる「**あっせん規制**」）

- (例) ・他の隊員・元隊員の名前・職歴・評判等の提供
 ・職務内容や待遇等の求人情報の照会
 ・他の隊員・元隊員の再就職の要求、依頼



ただし、次の場合は禁止されていません。

- 若年定年等隊員が離職する際の就職の援助を目的として行う場合（就職の援助に関する事務を処理する組織に属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者（就職援護隊員）に限られます。）
- 独立行政法人・特殊法人等に隊員をいわゆる現役出向させることを目的として行う場合

(注) 用語について

- 「**営利企業等**」とは、営利企業に加えて国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人を除く全ての非営利法人をいいます。
このため、公益法人、一般法人、NPO法人等も営利企業等に含まれます。
- 「**子法人**」とは、営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人をいいます。

Q 若年定年等隊員の再就職を援助する援護業務も、あっせん規制違反となりますか。

A いいえ。あっせん規制の例外として、自衛隊法第65条の2第2項において、防衛大臣が指定する者（就職援護隊員）が若年定年等隊員の再就職を援助する行為は規制の適用から除外されています。

Q 再任用隊員や任期付隊員も、あっせん規制の対象となりますか。

A はい。再任用隊員（短時間勤務を含む。）や任期付隊員であっても規制の対象となります。したがって、隊員がこれらの隊員の再就職を依頼することや、これらの隊員が他の隊員の再就職を依頼するなどの行為は禁止されます。

Q 元隊員に再就職先を紹介してもらうことは、あっせん規制違反となりますか。

A いいえ。元隊員に再就職先を紹介してもらうこと自体は、あっせん規制違反となりません。

ただし、元隊員からの紹介に現職の隊員（就職援護隊員以外）が関与している場合は、当該現職の隊員は、あっせん規制違反となります。

なお、紹介された企業が利害関係企業等に当たる場合は、その企業等に対して現職中に求職活動を行うことは禁止されることとなります（1尉以下又は行政職（一）4級（相当級を含む。）以下の隊員を除く）。

Q 営利企業等側からの依頼であっても、他の隊員・元隊員の情報を提供した場合は、あっせん規制違反となりますか。

A はい。営利企業等側からの依頼であっても、隊員が、企業等の地位に就かせることを目的として、他の隊員・元隊員の情報を提供する場合は、あっせん規制違反となります。

Q 「再就職させることを目的」とは、どのように判断するのですか。

A 隊員が他の隊員・元隊員を再就職させようという積極的な意図、意欲まで必要はなく、他の隊員・元隊員の再就職につながるであろうことを認識し、認容していれば足りると考えています。

また、「再就職させることを目的」には、特定の個人を再就職させる目的である必要はなく、他の隊員・元隊員の誰かを再就職させる目的があれば足りると考えています。（※）

なお、その判断に当たっては、当事者間のやり取りだけでなく、関係者の証言なども加えた全体的な検証を行っています。

（※） 多数の営利企業等の者が参加する会合等の公の場での儀礼的又は社交的な行為（挨拶等）として、若年定年等隊員の就職援護への理解と協力を求めたとしても、直ちに再就職に繋がるものではないことから、自衛隊法で規定するあっせん規制には違反しないものと整理している。

（ただし、疑義が生じた場合は要確認）

2 在職中の利害関係企業等への求職の規制

現職の隊員が利害関係企業等に対して、

- ① 当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として、
 - (1) 自己に関する情報を提供すること
 - (2) 再就職する地位に関する情報の提供を依頼すること
- ② 再就職することを要求又は約束すること

は禁止されています。（いわゆる「自己求職規制」）

(例) ・自己の名前・職歴・退職時期の提供、再就職の要求、約束
・職務内容や待遇等の求人情報の照会



ただし、次の場合は禁止されていません。

- いわゆる現役出向の際に独立行政法人・特殊法人等に対して行う場合
- 1尉以下又は行政職（一）4級（相当級を含む。）以下の隊員が行う場合
- 就職援護隊員による就職の援助を受けない（自己開拓）の場合、公務の公正性の確保に支障が生じない場合として若年定年等隊員は防衛大臣、一般定年等隊員は内閣府再就職等監視委員会の承認を受けた場合

(注) 用語について

- 「利害関係企業等」とは、隊員が職務として携わる次の事務の相手方となる営利企業等（※営利企業等の定義については、2ページ参照。）をいいます。
 - ① 許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請（しよう）している営利企業等
 - ② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請（しよう）している営利企業等
 - ③ 不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき営利企業等
 - ④ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等
 - ⑤ 契約（電気・ガス・水道等を除く。）を締結している、又は契約の申込みを（しよう）している営利企業等
 - ⑥ 犯罪の捜査を受けている営利企業等

※ 求職しようとする営利企業等が利害関係企業等に該当するか否か判断できない場合は、在職する機関等の人事担当部局に確認してください。

Q 在職中の利害関係企業等への求職の規制は、全ての隊員が対象となるのですか。

A いいえ。1尉以下又は行政職（一）4級（相当級を含む。）以下の隊員が行う場合については、在職中の求職の規制の対象となりません。

Q 職務との利害関係の有無はどの時点で判断するのですか。

A 職務との利害関係は、離職時における職務ではなく、隊員が求職活動を行う時点の職務で判断します。したがって、求職活動中に人事異動があれば、異動後の職務についてもあらためて利害関係の有無を判断します。なお、異動後の職務において利害関係が生じた営利企業等に対し、異動前からの求職活動を引き続き異動後にも行うと、その時点で規制違反となりますので、ご注意ください。

Q 利害関係企業等に対する求職は、公募への応募であれば可能ですか。

A 応募する前に若年定年等隊員は防衛大臣、一般定年等隊員は内閣府再就職等監視委員会の承認を得る必要があります。「一般に募集され公正で適正な手続で選考される場合」で、かつ公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合は、承認される可能性があります。

Q 利害関係企業等からの再就職の依頼に応じることも規制違反となりますか。

A はい。自ら働きかけることなく利害関係企業等から再就職の依頼を受けた場合であっても、在職中にそれらの依頼に応じることや、再就職することを目的として自己の情報を提供することは規制違反となります。

Q 自分の職務との間に利害関係はないが、同じ在職機関の他の隊員との間に利害関係がある営利企業等に対する求職は規制されるのですか。

A いいえ。在職している機関等の職務と利害関係がある営利企業等であっても、求職を行う隊員の職務との間に利害関係がない場合は、求職は規制されません。

Q 在職中にハローワークやインターネットを利用して、求人情報を収集する行為は規制されますか。

A いいえ。単に求人情報を閲覧する行為については規制されていません。
ただし、利害関係企業等に対して、自身が再就職を希望しているという情報が伝わった場合は規制違反となる可能性があります。なお、利害関係がない企業等に対して、現職中に求職活動を行うことは禁止されていません。

3 再就職者による依頼等(働きかけ)の規制

- ① 退職して営利企業等に再就職した元隊員（いわゆる現役出向者を除く。）が**離職前5年間に**在籍した**局等組織の隊員**に対して、再就職先に関する**契約等事務**について、**離職後2年間に**、職務上の行為をする（しない）ように、**要求又は依頼**することは禁止されています。
- ② 在職中に就いていたポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲は異なります（次ページ参照）。
- ③ これらに違反する働きかけを受けた隊員は、防衛大臣又は内閣府再就職等監察官に**届け出**なければなりません。
（届出を行わなかった場合は、懲戒処分の対象になります。）



(例) ・再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼
 ・公になっていない情報を提供するよう要求、依頼



ただし、次の場合は禁止されていません。

- 防衛省から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するため必要な場合又は独立行政法人・特殊法人等の業務を行うため必要な場合
- 法令、国等との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- 法令に基づく申請・届出を行う場合
- 一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合
- 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合（公示前の入札情報の教示は、規制対象となります。）
- 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として防衛大臣又は内閣府再就職等監視委員会の承認を受けた場合

(注) 用語について

- 「局等組織の隊員」とは、防衛省本省の官房及び局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、陸上自衛隊の部隊及び機関、海上自衛隊の部隊及び機関、航空自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局、防衛装備庁に属する隊員、防衛省本省の官房総括整理職に就いている隊員などをいいます。
- 「契約等事務」とは、①再就職者が地位に就いている営利企業等やその子法人と国等との間で締結される売買、貸借、請負、その他の契約、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務などが該当します。
- 「要求又は依頼」とは、契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問も規制の対象となります。

Q かつて在職した局等組織への働きかけは全て禁止されるのですか。

A 再就職者の再就職先である営利企業等との間の契約や処分等の事務で、在職中に自ら決定したものに關する働きかけは、期限の定めなく禁止されるほか、離職前5年間に在職した局等組織の隊員に対する働きかけは、離職後2年間は禁止されます。
なお、在職中のポストにより、禁止される働きかけの対象範囲は異なります。
(前ページ参照)

Q 契約や処分に関する働きかけであれば、不正な行為を求めるものではない働きかけでも禁止されるのですか。

A 不正な行為を求めるものでなくても、契約や処分に関する働きかけは禁止されています。ただし、防衛省から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要がある場合等であれば、働きかけを行うことは可能です。
なお、職務上不正な行為を働きかけた場合(又は相当な行為をしないように働きかけた場合)には、刑罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)の対象になります。

Q 防衛省との間で、既に再就職先の営利企業等が締結した契約に基づき代金の支払を請求したり、防衛省から委託を受けている調査事務について打ち合わせをしたりすることなども禁止されているのですか。

A 再就職者による依頼等の規制の例外として、契約に基づく権利の行使や防衛省からの委託を受けた事務の実施に必要な場合などに働きかけを行うことは認められています。

Q 現職の隊員が、再就職者から働きかけを受けた場合はどうしたらよいですか。

A 働きかけを行った元隊員が離職時に若年定年等隊員であった場合は、防衛大臣(人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室)に、元隊員が離職時に一般定年等隊員であった場合は、内閣府再就職等監視委員会の再就職等監察官宛に、部隊等を經由せず直接届け出て下さい。

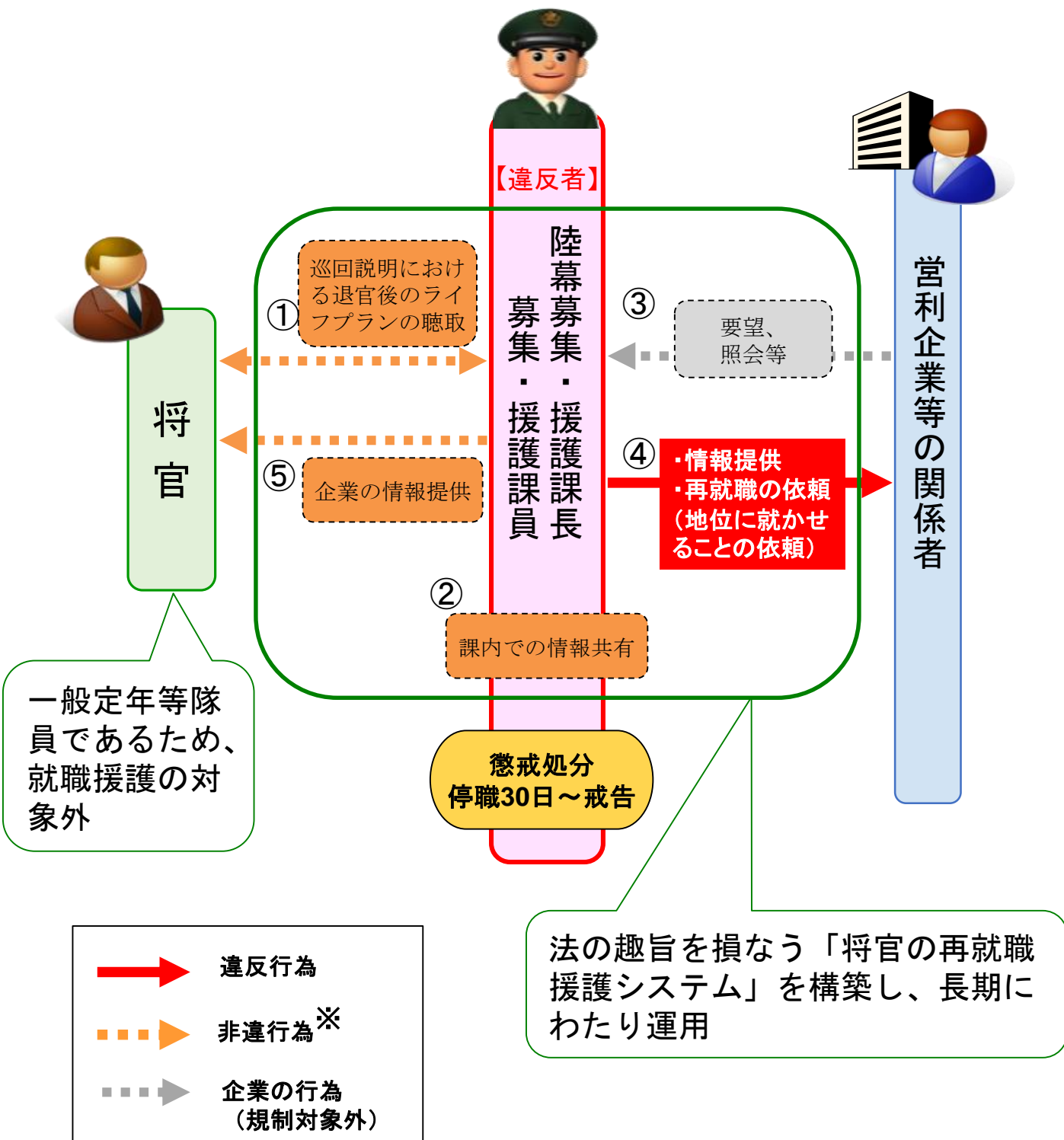
なお、届出を行う必要があるかどうか迷った場合など不明な点があるときは、人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室又は内閣府再就職等監視委員会事務局に相談して下さい。

Q 「公務の公正性の確保に支障が生じない場合」として防衛大臣又は内閣府再就職等監視委員会が承認する場合とは、どのような場合ですか。

A 再就職者が働きかけを行う現職隊員の職務が、「電気、ガス若しくは水道水の供給、又はNHKによる放送の役務の給付」を受ける契約に関するものや、その他隊員の裁量の余地が少ないものである場合に、承認できるとされています。

4 再就職等規制違反事例

防衛省で実際に起こった規制違反行為及び不適切行為 — ① 陸幕募集・援護課事案 —



※ 本件における非違反行為とは、法規制には違反しないものの、法の趣旨を損なう「将官の再就職援護システム」を運用するにあたり、法違反行為を助長する行為と認められるもの。

防衛省で実際に起こった規制違反行為及び不適切行為

－ ① 陸幕募集・援護課事案 －

A 募集・援護課長

A 募集・援護課長は、巡回説明におけるライフプランの聴取を22件を行い、それを援護課員と共有し、営利企業等への情報提供を3件行い、将官に対する営利企業等からの要望伝達行為を22件行った。また、A将補が募集・援護課長であった間、部下である援護課員は、営利企業等への情報提供を20件行った。

A 課長は「停職30日」の懲戒処分

B 募集・援護課長

B 募集・援護課長は、巡回説明の是正を図りながらも、営利企業等への情報提供を1件行い、将官に対する営利企業等からの要望伝達行為を4件行った。また、B1佐が募集・援護課長であった間、部下である援護課員は、営利企業等への情報提供を2件行った。

B 課長は「戒告」の懲戒処分

C 募集・援護課員

C 募集・援護課員は、巡回説明におけるライフプランの聴取を39件、営利企業等への情報提供を15件、将官に対する営利企業等からの要望伝達行為を15件、さらに就職援助会社への情報提供1件を行った。また、募集・援護課長との情報共有のための資料作成を行った。

C 課員は「停職10日」の懲戒処分

D 募集・援護課員

D 募集・援護課員は、巡回説明におけるライフプランの聴取を29件、営利企業等への情報提供を7件、将官に対する営利企業等からの要望伝達行為を18件行った。また、募集・援護課長との情報共有のための資料作成を行った。

D 課員は「停職10日」の懲戒処分

E 募集・援護課員

E 募集・援護課員は、将官に対する営利企業等からの要望伝達行為を6件行った。

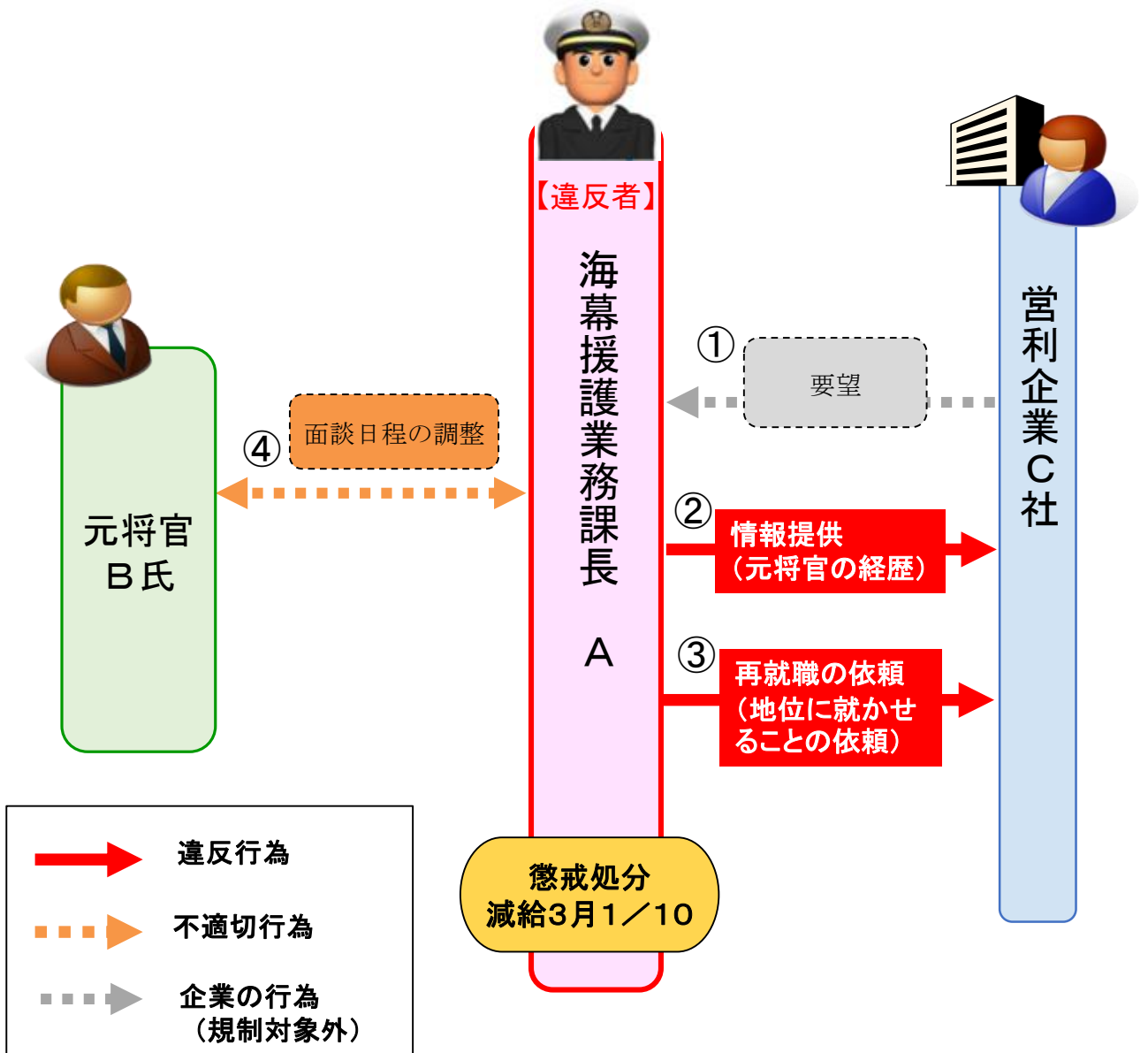
E 課員は「戒告」の懲戒処分

歴代募集・援護課長、募集・援護課員

平成27年10月の再就職等規制導入以前に在籍していた歴代の募集・援護課長及び募集・援護課員が行った営利企業等への情報提供は、平成21年10月15日に発出されたあっせん禁止通達に違反となる。

**歴代募集・援護課長3名は「訓戒」
歴代募集・援護課員3名は「注意」**

防衛省で実際に起こった規制違反行為及び不適切行為 — ② 海幕援護業務課事案 —



再就職等規制違反行為

② 情報提供

A 援護業務課長は、C社からの要望を受け、自ら作成したB氏の経歴書を手渡した。

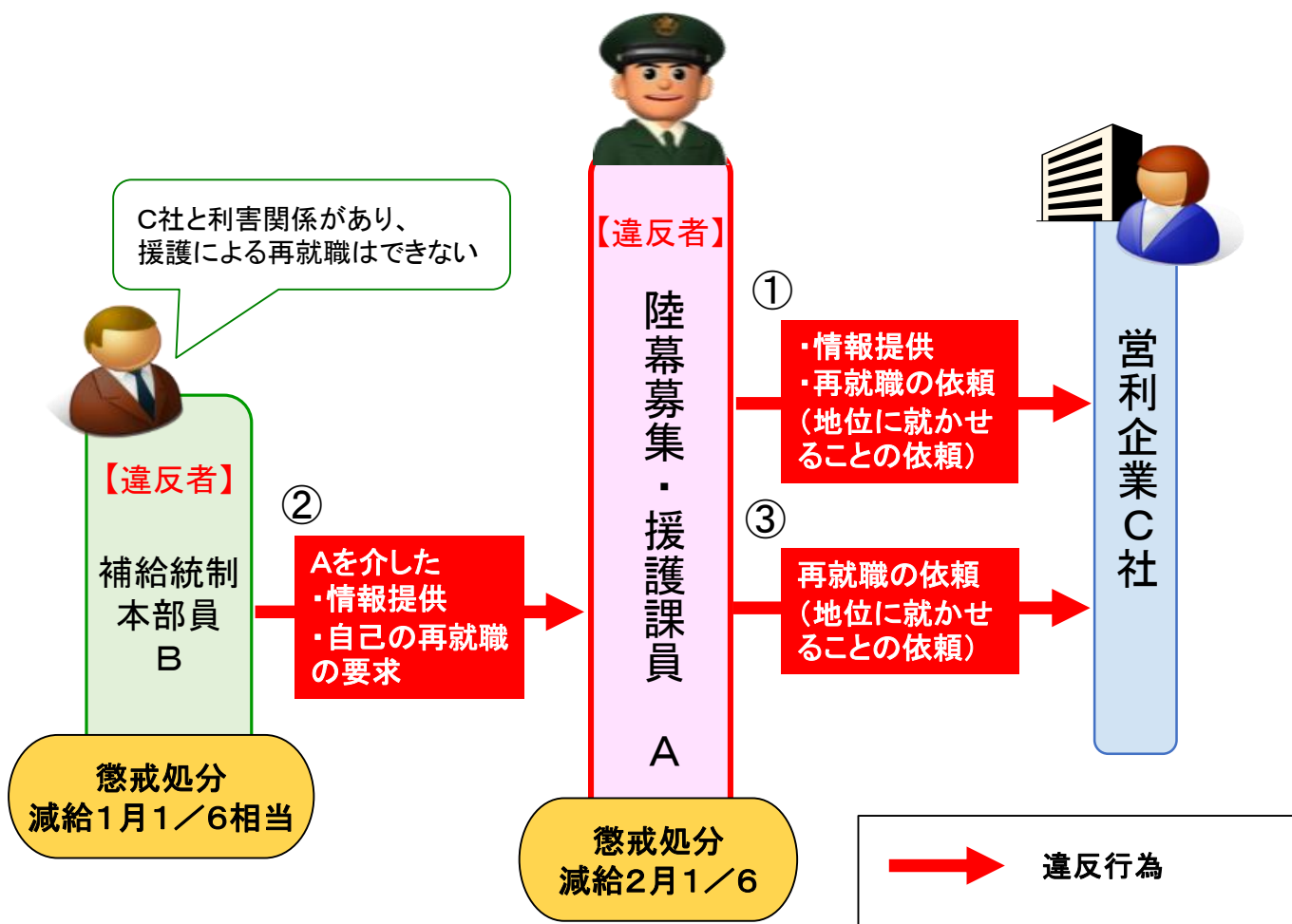
③ 再就職の依頼（地位に就かせることの依頼）

A 援護業務課長は、C社に対してB氏の退職を伝え、B氏とC社の面談日程を調整した。



A 援護業務課長は「減給3月 1/10」の懲戒処分

防衛省で実際に起こった規制違反行為及び不適切行為 — ③ 陸自補給統制本部事案 —



再就職等規制違反行為

① 情報提供及び再就職の依頼

A 募集・援護課員は、C社に対して、B補給統制本部員の経歴を伝え、採用までのスケジュール（B氏の退職後に自己求職したように装う）を示した。

③ 再就職の依頼（地位に就かせることの依頼）

A 募集・援護課員は、B氏の採用後の処遇をC社に確認し、採用までのスケジュールを再確認した。

A 課員は「減給2月 1/6」の懲戒処分

② Aを介した情報提供及び自己の再就職の要求

B補給統制本部員は、A 募集・援護課員の「退職後に自己求職したように装う」という説明を信用し、C社に再就職するための調整をA 募集・援護課員に任せた。

Bは「減給1月 1/6」の処分相当

5 再就職情報の届出

再就職情報について、政府としての一元管理及び国民への情報公開を的確に実施する観点から、再就職情報の届出が義務づけられています。

- ① **隊員（全隊員）**が、在職中に営利企業等への再就職を約束した場合
⇒ **約束後速やかに（※）届出** ※目安として1週間以内
- ② **管理職隊員であった者**が、離職後2年間、行政執行法人以外の独立行政法人、特殊法人、認可法人又は公益法人の役員（非常勤を除く）等に再就職しようとする場合
⇒ **再就職前に届出（事前の届出）**
- ③ **管理職隊員であった者**が、離職後2年間、営利企業に再就職した場合や報酬を得て営利企業以外の団体に再就職した場合
⇒ **再就職後速やかに（※）届出（事後の届出）** ※目安として1ヶ月以内

若年定年等隊員及び一般定年等隊員ともに、**防衛大臣（現在の在職機関又は離職時の在職機関経由）に届出**を行います。

管理職隊員又は管理職隊員であった者については、防衛省及び内閣から再就職情報が公表されます。

【管理職隊員】

1佐（三）以上及び行政職（一）7級（相当級を含む。）以上の隊員。

ただし、1佐（三）及び行政職（一）7級（相当級を含む。）の隊員については、俸給の特別調整額にかかるとの区分がⅡ種以上の隊員に限る。

なお、離職時に非管理職隊員であっても、一度でも管理職隊員であったことのある隊員は含まれる。

Q&A

Q 「再就職情報の届出」を提出して既に再就職している管理職隊員であった者が、離職後2年間に当該再就職先を退職して別の営利企業等に再々就職する場合も届出が必要ですか。

A 離職後2年間に再就職する度に、その回数にかかわらず、再就職先とその地位に応じて「事前の届出」又は「事後の届出」が必要となります。

Q 管理職隊員であった者が、定年退職後に再任用隊員（フルタイム勤務、短時間勤務）として勤務したあと退職し、その後再就職しようとする場合、「事前の届出」又は「事後の届出」が必要ですか。

A 再任用となる前に一度でも管理職隊員であったことのある者は、定年退職日から2年間の再就職について、再就職先に応じて「事前の届出」又は「事後の届出」が必要です。（再任用隊員の期間に一度でも管理職隊員であったことがあれば、再任用隊員でなくなった日から2年間の再就職について同様に届出が必要です。）

6 規制違反の調査と制裁措置

再就職等規制違反行為の疑いがある場合は、防衛大臣又は再就職等監視委員会による調査が行われ、調査の結果、**再就職等規制違反行為**があったと認められるときは、自衛隊法に基づき、「他の隊員・元隊員の再就職依頼・情報提供等の規制」違反及び「在職中の利害関係企業等への求職の規制」違反は**懲戒処分**、「再就職者による依頼等（働きかけ）の規制」違反は**10万円以下の過料**の対象となります。

また、職務上**不正な行為**を伴う場合は、「他の隊員・元隊員の再就職依頼・情報提供等の規制」違反及び「在職中の利害関係企業等への求職の規制」違反は懲戒処分に加え**3年以下の懲役**、「再就職者による依頼等（働きかけ）の規制」違反は、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**の対象となります。

各種申請書・届出様式の入手方法等

次の申請書・届出様式については、防衛省ウェブサイトから入手できます。

- ・ 利害関係企業等に対する求職承認申請書（▶P 4 関連）
- ・ 再就職者による依頼等の承認申請書（▶P 6 関連）
- ・ 再就職者から依頼等を受けた場合の届出（▶P 6 関連）
- ・ 在職中に再就職の約束をした場合の届出（▶P 12 関連）
- ・ 管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出（▶P 12 関連）
- ・ 管理職隊員であった者が再就職した場合の届出（▶P 12 関連）

○ホームページ

「防衛省」で検索

○ページ

- ・ 「防衛省」＋「再就職等規制」で検索
- ・ 防衛省のホームページから「各種手続」をクリック
⇒ 「自衛隊員の再就職等規制の届出」をクリック
⇒ 「Ⅶ 承認申請書様式・再就職の届出様式」をクリック

<https://www.mod.go.jp/j/proceed/saishudhoku/yoshiki.html>



書き方や提出については、在職機関（元隊員については、離職時の在職機関）の人事担当者へお問い合わせください。

規制違反情報の受付

防衛人事審議会再就職等監視分科会又は内閣府再就職等監視委員会では、再就職等規制違反行為に関する情報を投書、電話、ホームページ（電子メール）により受け付けておりますので、ご協力をお願いいたします。

【規制違反情報通報窓口】

◆若年定年等隊員に係る情報の受付

投書：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛人事審議会再就職等監視分科会 宛

（人事教育局 人事計画・補任課再就職等監視室）

電話：03-3268-3111（代表）内線23587

メール：kanshi@ext.mod.go.jp

◆一般定年等隊員に係る情報の受付

投書：〒100-0004

東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館

内閣府 再就職等監視委員会 再就職等監察官 宛

電話：03-6268-7660～7668、7681

メール：<https://form.cao.go.jp/kanshi/opinion-0003.html>

のメールフォームを使用



※ 提供された情報は、規制違反等に関する調査等の際に、資料として活用させていただきます。可能な場合には、具体的な情報（いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのような方法で、何をしたかなどの情報）の提供をお願いいたします。

なお、ご提供いただいた情報に基づき調査を行う際にも細心の注意を払い、情報提供者が所属組織や調査先などに特定されることのないよう万全を期しておりますので、ご安心ください。

防衛省 人事教育局 人事計画・補任課 再就職等監視室

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111（代表）内線23584

専用線：8-6-23584

メール：kanshi@ext.mod.go.jp

URL：<https://www.mod.go.jp/j/proceed/saishudhoku/index.html>

